

# 障害福祉制度が変わります

4月1日から障害福祉制度が変わりました。変更のあった事業と変更点を紹介します。

ご利用になる場合は、ご注意ください。

問い合わせ先 障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767

## (1) 身体障害者手帳の交付関係

身体障害者手帳の障害種別に新たに肝臓機能障害が加わります。肝臓機能に障害のある、次の人に身体障害者手帳が交付されます。

対象者

- 重症の肝硬変の状態であって、障害が固定・永続し、日常生活の活動に著しい制限を受けている人
- 肝臓移植を受けられた人（受けられる予定の人）



## (2) 地域生活支援事業関係

### ①移動支援事業と日中一時支援事業

報酬単価・利用者負担が一部改正になります。

### ②日常生活用具給付等事業

給付用具の対象者や耐用年数を一部変更します。

※これまでどおり、介護保険対象者は、介護保険制度優先となります。

変更前		変更後	
排泄管理支援用具の申請変更	『ストマ装具および紙オムツ』 年間3回申請 4か月ごとに給付券1枚発行	排泄管理支援用具の申請変更	『ストマ装具および紙オムツ』 年間2回申請 6か月ごとに給付券1枚発行
給付対象等変更	『聴覚障害者用屋内信号装置』 ○対象者・障害程度 聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	給付対象等変更	『聴覚障害者用屋内信号装置』 ○対象者・障害程度 聴覚障害2級で日常生活上必要と認められるもの *世帯単位から個人単位へ
耐用年数変更	『入浴補助用具』 耐用年数 8年	耐用年数変更	『入浴補助用具』 耐用年数 5年

## (3) 障害者自立支援法障害福祉サービス

利用者負担上限月額 低所得1・2（市町村民税非課税世帯）の区分に属する人の利用者負担上限月額が0円となり、利用者の負担がなくなりました。

## (4) 障害者自立支援法補装具費支給

利用者負担上限月額 低所得1・2（市町村民税非課税世帯）の区分に属する人の利用者負担上限月額が0円となり、基準額内であれば利用者の負担がなくなりました。

## (5) 障害者自立支援法自立支援医療（精神科通院医療費）

申請時、更新時に必要な診断書の有効期間が1年から2年に変更になります。

## (6) 障害者自立支援法自立支援医療（更生医療）

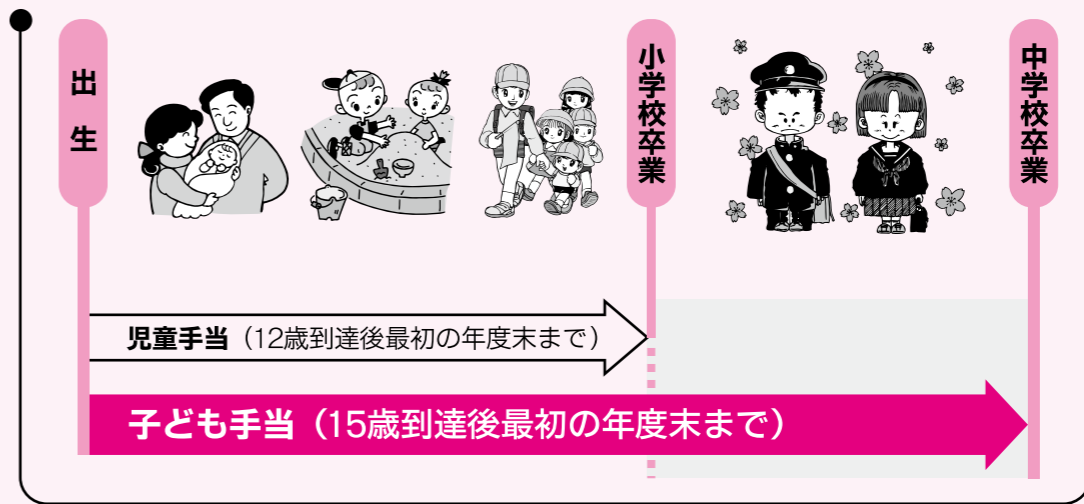
肝臓機能障害について、肝臓移植後の抗免疫療法に限り、更生医療の申請が可能になります。



## 図 子ども手当の概要

- ◎今までの児童手当に比べ、支給の対象となる子どもの年齢が引き上げられました。
- ◎手当の額は、年齢に関係なく子ども一人あたり月額13,000円です。
- ◎児童手当の制度にあった所得制限はなくなりました。
- ◎6月に4・5月分の子ども手当を支給します。児童手当を受給していた人は、2・3月分の児童手当と4・5月分の子ども手当を6月に支給します。

### 対象となる子どもについて



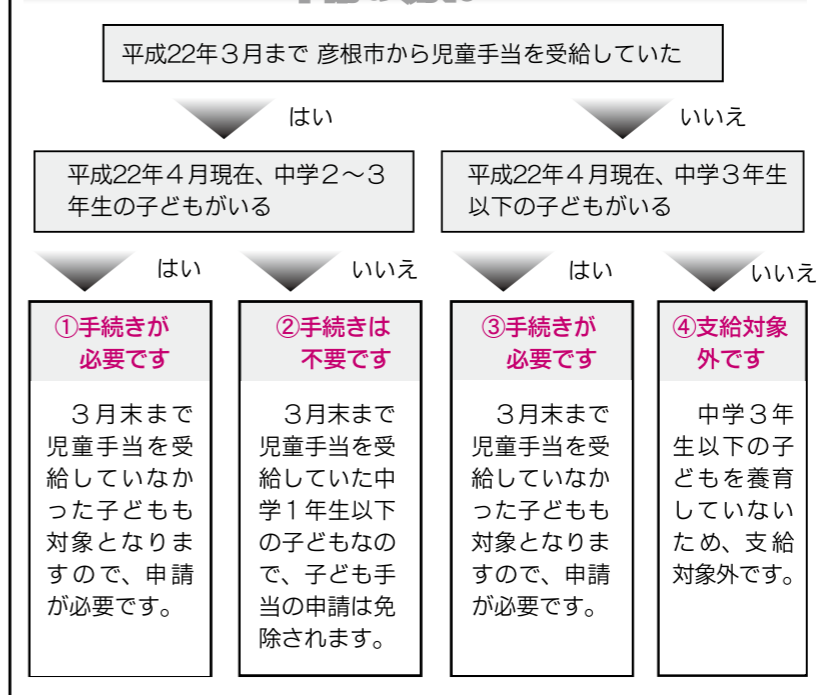
問い合わせ先 障害年金課 ☎306136番、FAX212220番

# 子ども手当が始まります

### 子ども手当を彦根市で受ける養育者の要件

- ▽彦根市に住所がある
- ▽15歳到達後最初の年度末までの間にある子どもを養育している

### 申請の流れ



左表で支給要件を満たす養育者と申請手続きの流れを示しました。左表①と③に該当する人は、手続きが必要です。案内が届いても、要件を満たしていない場合は、受給できません。また、支給要件を満たしている養育者でも、単身赴任などで、子どもが彦根市に居住していない場合は、案内が届きません。案内が届いていない人はお問い合わせください。

申請に必要なもの  
左表①の申請には、印鑑が必要です。  
左表③の申請には、次のものがが必要です。  
○請求者（養育者）名義の口座の通帳  
○請求者（養育者）の年金加入証明書  
または、健康保険証（コピー可）  
○印鑑  
そのほかに、住民票・申立書などの書類が必要な場合があります。  
申請場所 障害年金課、支所・各出張所。ただし、公務員は勤務先に、独立行政法人の職員は障害年金課、市外に住所のある養育者は住所地の市町村にお尋ねください。